

# 石川県公報

令和4年8月9日

第13531号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

### 告示

○一般国道の区域の変更	(道路整備課)	1
○県道の区域の変更	(同)	1
○一般国道の供用の開始	(同)	2
○県道の供用の開始	(同)	2
○道路の占用を制限する区域の指定	(同)	2

### 公告

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告	3
(建築住宅課)	

### 正誤

○令和4.7.1第13520号中	3
------------------	---

## 告示

### 石川県告示第330号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和4年8月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和4年8月9日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
249号	鳳珠郡穴水町字川尻元中居南壺○4番2地先から	旧	6.81~17.22 326.3	奥能登土木総合事務所維持管理課
	鳳珠郡穴水町字川尻元中居南壺○31番2地先まで	新	10.08~56.53 326.3	

### 石川県告示第331号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和4年8月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和4年8月9日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
金沢鶴来線	白山市小柳町ろ166番1地先から	旧	7.79~23.30 974.1	石川土木総合事務所維持管理課
	白山市月橋町404番1地先まで	新	9.65~35.96 974.1	
丸山加賀線	小松市大杉町ぬ75番9地先から	旧	7.40~11.60 100.3	南加賀土木総合事務所維持管理課
	小松市大杉町ぬ75番7地先まで	新	9.10~16.30 100.3	
	小松市大杉町ぬ75番7地先から	旧	6.35~12.80 46.9	
	小松市大杉町ぬ77番5地先まで	新	6.55~15.90 46.9	
	小松市大杉町ぬ77番5地先から	旧	8.60~16.70 57.5	
小松市大杉町ぬ77番5地先まで	新	10.65~19.65 57.5		

## 石川県告示第332号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和4年8月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和4年8月9日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
249号	鳳珠郡穴水町字川尻元中居南壺〇4番2地先から 鳳珠郡穴水町字川尻元中居南壺〇31番2地先まで	令和4年8月9日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

## 石川県告示第333号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和4年8月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和4年8月9日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
金沢鶴来線	白山市小柳町ろ166番1地先から 白山市小柳町ろ218番地先まで	令和4年8月9日	石川土木 総合事務所 維持管理課
丸山加賀線	小松市大杉町ぬ72番3地先から 小松市大杉町ぬ75番11地先まで	令和4年8月9日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

## 石川県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、その関係図面は、令和4年8月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和4年8月9日

石川県知事 馳 浩

## 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	249号	鳳珠郡穴水町字川尻元中居南壺〇4番2地先から 鳳珠郡穴水町字川尻元中居南壺〇31番2地先まで	奥能登土木総合事務所維持管理課
主要地方道	金沢鶴来線	白山市小柳町ろ166番1地先から 白山市小柳町ろ218番地先まで	石川土木総合事務所維持管理課

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

令和4年8月9日

**公 告**

## 開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和4年8月9日

石川県知事 馳 浩

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字太田ほ301番1、301番4から301番7まで、317番1、317番5から317番13まで、水路の無籍地の一部	道路 河北郡津幡町字太田ほ301番5、317番12、水路の無籍地の一部	金沢市泉三丁目1番6号 株式会社ハクトー

**正 誤**

令和4年7月1日発行の石川県公報第13520号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
19	石川県選挙管理委員会告示第93号	馳浩連合後援会	はせ浩連合後援会

